

MONTHLY REPORT

APR. 2024





TABLE OF CONTENTS

01 最新の会計情報

2024年3月決算期の決算留意事項

02 最新の税務情報

令和6年度税制改正

03 サステナビリティ動向

サステナビリティ開示基準

▲▲社のガバナンス

●●社の統合報告書

04 欧州における非財務情報動向

CDSRへの対応

05 今月のKEY WORD

サステナビリティ関連用語である
SX,GX,DXについて

01 最新の会計情報



2024年3月期決算期にかかる重要な会計情報は以下の通りです。

①四半期開示制度の見直し

企業の四半期情報は決算短信による開示に一本化され、監査法人は半期報告書の期中レビューと有価証券報告書の年度監査を行うこととなります。

②リース公開草案の講評

国際的リース会計の標準とされるIFRS16号とすり合わせる形でリースにかかる会計基準の公開草案が2023年5月に公表されました。

- ・リース取引→リース
- ・リース資産→使用権資産
- ・リース債務→リース負債

③税表示の計上区分の変更

国際的動向に合わせ、所得に対する法人税等をその発生源となる取引等に応じて、損益、株主資本及びその他の包括利益に区分して計上することとされます。

④グローバルミニマム課税制度の導入

国別実効税率が15%を下回る場合に追加的に課税が行われます。

【●●社への影響】

3月決算である●●社は2024年9月に半期レビュー、2025年3月に財務諸表監査を気、6月と12月は財務諸表のレビューは行われず、依然と同様の期中レビューが行われる見通しです。

リースの会計基準が改正させると、リース資産が貸借対照表に資産として計上されるため、変更時に財務指標である総資産利益率（ROA）や純資産利益率（ROE）が相対的に低くなることが予想されます。リースも固定資産同様投資効率が要求されることとなります。

現在●●社の子会社のある国で税率が15%を下回る国はないため、グローバルミニマム課税制度の影響はありません。

2024年4月以降は四半期レビューが廃止される



02 最新の税務情報

令和6年度の税制改正案の主な改正点は以下の通りです。

- ①所得税・住民税は年収2千万円以下なら下減税
- ②従業員2,000人以上の大企業に7%の賃上要求
- ③収益が拡大しているが投資に消極的な大企業には租税特別措置が不適用
- ④GX,DX,経済安保分野につき減税措置
- ⑤費用面で研究開発税制措置、収益面でイノベーションボックス税制を創設し、海外と歩調を合わせる
- ⑤適格ストックオプションの権利行使価額を最大で3,600万円まで引き上げ
- ⑥子育て優遇措置拡充

【●●社への影響】

●●社に特に影響が大きいと考えられるのは、④のGX、DX、経済安保分野における減税措置、および⑤の研究開発税制措置とイノベーションボックス税制です。

GX、DX、およびSXについては用語説明をご参照ください。

また、イノベーションボックス税制に関しては、特に社内で知的財産に関連する売上などの区分把握が重要になります。

令和6年度の
税制改正のキーワードは
"デフレ脱却"



03 サステナビリティ 関連情報

世界的なESG調査・格付け会社である米国のS&Pグローバル社に4年連続選ばれている▲▲社におけるサステナビリティとガバナンス対応について研究しました。

▲▲社は事業分野別にサステナビリティへの具体的な貢献額を目標として掲げ、役員報酬へ連動させる形でガバナンス対応を実現しようとしています。また、リスクマネジメントにおける指標の一つとしてサステナビリティを掲げ、常に動向をモニタリングしています。具体的な内容は▲▲社統合報告書で開示されています。

【●●社の統合報告書】

統合報告書は、財務情報と非財務情報を関連付けて企業の社会への影響や取り組みを明らかにするものです。

●●社が開示している「Corporate Report」は、まさに統合報告書に該当しますが、公表上「Corporate Report」としか表記されていません。投資家やアナリストなどの社会に対するアピールの観点からも、日本語版の「Corporate Report」は「統合報告書」と表記することを検討が望ましいです。また、サステナビリティ関連指標を「PKI」として役員評価することも有用な手段とされます。

**サステナビリティ指標の
事業評価関連付けが重要**



04 欧州における非財務情報動向

子会社がEUにおいて上場していなければ、売上高5,000万ユーロ、総資産2,500万ユーロ、従業員250人という3つのうち、2つ以上を満たす場合に、環境・社会・ガバナンス（ESG）の各領域で情報を開示することが要求されます。（欧州CSRD（企業サステナビリティ報告指令））CSRDの適用にあたって、欧州に子会社を持つ日本の親会社は以下の点を考慮する必要があります。

- ①適用範囲
- ②対応部署
- ③ESG情報との整合性・網羅性

【●●社の対応】

J●●社は2026年3月期に対応が要求されますが、海外子会社は2025年12月期のものを提出する必要があります。●●社のEMEAのうち、すべての子会社を対象とするのではなく、EMEAの親会社のみが作成し、孫会社は免除規程を適用することも可能です。今後、●●社本社のサステナビリティ部門が積極的にEMEAのサステナビリティ担当者と相互に情報交換し、●●社グループ全体としてのコンプライアンス体制を強固なものにすることが望ましいと思われます。

CSRD対応はコンプライアンスの一環として親会社が主導

05 今月のKEY WORD

新しい用語や専門用語を解説します。

1

SX

サステナビリティトランスフォーメーション
Sustainability Transformation

企業の経営の方向性がサステナビリティを重視する経営に転換すること。

SXを実現するためには以下の2点が必要とされます。

- ・企業の持続可能性
一既存事業の強化や新規事業への進出等
- ・社会の持続可能性
一社会の変革に対する中長期的なリスクと機会を特定して経営に反映させる

2

GX

グリーントランスフォーメーション
Green Transformation

化石燃料から太陽光発電や風力発電などの再生可能エネルギーへ転換し、環境に配慮した経済成長と社会改革を目指して社会や経済の持続可能な変革を促進すること。

この変革は温室効果ガスの削減と経済成長の両立を目指すものである。

3

DX

デジタルトランスフォーメーション
Digital Transformation

デジタル技術の活用によって、業務フローの改善等だけでなく、既存システムから脱却し企業風土の変革を実現すること。



●●社へのご提案

「SX」、「GX」、および「DX」は、それぞれ別々に存在するものではなく、会社全体で取り組むことで社会への貢献度が高まるとされています。

現在、●●社においては、SXは経営企画部で、GXは各事業部で、DXは情報システム部で推進されていると思われませんが、経営企画部だけでなく、各事業部や情報システム部も社会での提供価値を意識してサステナビリティに取り組むことで、より効果的な変革が実現できると考えられます。



参考資料

- (1) 会計・監査トピックス研修会（企業会計・監査）
- (2) 令和6年税制改正
- (3) サステナビリティ開示とガバナンス要請
- (4) ▲▲社のサステナビリティ経営
- (5) 循環取引に対応する内部統制に関する共同研究報告
- (6) 2023年アジアパシフィック内部通報調査レポート



CONTACT

株式会社 東京アドバイザー

〒106-0047

東京都港区南麻布1-5-14 麻布東町マンション809号

Tel 03-6320-5405

Mobile 090-2464-1066

www.tokyoadvisory.com

contact@tokyoadvisory.com